

調達要求番号： 81331CS0003

公 告： 公告第88号

件 名： 産業廃棄物処理役務

実 施 日： 平成30年3月16日(金) 0930～

場 所： 自衛隊中央病院 3階 第2講義室

内 容： 公告によるほか、以下のとおり。

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりとします。

条件等をお読みのうえ、入札参加を希望される場合は、別紙第3（「適合証明書」）に所要事項を記入し、記載事項を証明する資料とともに公告に示す日時までに自衛隊中央病院会計課契約班まで提出してください。

なお、「適合証明書」が未提出、適合点数が裾切基準点に達しない及び記載事項の根拠となる資料が添付されていない場合は、入札に参加いただけませんのでご注意ください。

（※以降の同年度による入札公告においては、配点等に変更がない場合に限り、その旨を契約班に連絡することで、提出を省略することができます。）

記

1 適合証明書の点数が裾切基準点に達していること

（1）収集・運搬業者

45点以上（配点等は、別紙第1のとおり。）

（2）中間処理業者

45点以上（配点等は、別紙第1のとおり。）

2 適合証明書に適切な添付書類が提出されていること

添付書類：別紙第1～別紙第3

☆ 配点表

(1) 収集・運搬業者

評価項目	評価基準	配点
1 事業者共通の取組		
① 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
2 優良認定への適合状況（優良認定業者の有無）（有・無）		
① 優良適正(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていない。	10
② 事業の透明性	インターネット等による情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入・利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
(合 計)		75

注1 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2 上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで添付を省略できる。

注3 優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定業者は、優良マークが記載された各都道府県知事（政令市）が発行する収集・運搬業及び処分業許可証の写しの提出をもって、優良認定業者とすることができる。ただし、この場合において、収集・運搬業、処分業のいずれか一方の優良マークをもって、双方の処理業の優良認定業者とすることはできない。また、優良マークの記載された収集・運搬業及び処分業許可証の写しは、当該契約に係る都道府県知事等の証明に限るものではない。

注4 東京都に在籍の業者であって、「産廃プロフェッショナル」以上の認定書を所有する場合は、優良認定業者とみなすものとする。

(2) 中間処理業者

評価項目	評価基準	配点
1 事業者共通の取組		
① 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25

2 優良認定への適合状況（優良認定業者の有無）		（ 有 ・ 無 ）
① 優良適正（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていない。	10
② 事業の透明性	インターネット等による情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入・利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
		（小計） 50
		（合 計） 75

注1 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2 上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで添付を省略できる。

注3 優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定業者は、優良マークが記載された各都道府県知事（政令市）が発行する収集・運搬業及び処分業許可証の写しの提出をもって、優良認定業者とすることができる。ただし、この場合において、収集・運搬業、処分業のいずれか一方の優良マークをもって、双方の処理業の優良認定業者とすることはできない。また、優良マークの記載された収集・運搬業及び処分業許可証の写しは、当該契約に係る都道府県知事等の証明に限るものではない。

注4 東京都在籍の業者であって、「産廃プロフェッショナル」以上の認定書を所有する場合は、優良認定業者とみなすものとする。